

市第20号議案

横浜市立小学校の校外学習における傷害事件についての 和解

横浜市立小学校の校外学習における傷害事件について、次のように和解する。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

1 当事者

甲 市内在住 女性（10歳代）

乙 横浜市

代表者

横浜市長 中 田 宏

2 和解条項

- (1) 乙は、本件事件により甲が多大な精神的苦痛を受けたことにつき、遺憾の意を表明するとともに、今後、校外学習において同様の事件が起きないように注意義務を尽くすものとする。
- (2) 乙は、甲に対し、本件事件に関する和解金として、2,000,000円の支払義務があることを認め、これを甲の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件事件に起因する一切の紛争が円満に解決したことを確認し、甲は、乙及び学校関係者に対し、本和解条項に定めるほか、名目のいかんを問わず、一切の請求をしない。
- (4) 甲及び乙は、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

提 案 理 由

横浜市立小学校の校外学習における傷害事件について、甲と和解
したいので提案する。